平成 24 年度電子署名法の施行状況に係る調査研究会

報告書

平成 25 年 3 月

目次

凡例：

「電子署名法」又は「法」

… 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）

「電子署名法施行規則」又は「施行規則」

… 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第２号）

「認定指針」

… 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省告示第２号）

第１章. はじめに

１．　平成 24 年度調査研究会の目的

電子申請や電子商取引におけるなりすまし及び改ざんの防止等を目的として、公開鍵暗号に基づく電子署名及び認証業務が利用されている。その利用が普及するのに合わせ、電子認証・電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、電子署名法が平成 12 年５月 31 日に制定され，平成 13 年４月１日に施行された。

電子署名法附則第３条においては、法律施行後５年を経過した場合において、この法律の施行の状況についての検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることとされており、総務省、法務省及び経済産業省（以下「主務省」という。）は、平成 19 年度に「電子署名及び認証業務に関する法律の施行状況に係る検討会」（以下「平成 19 年度検討会」という。）を開催し、電子署名の普及促進に必要な課題等を整理し、検討会報告書（以下「検討会報告書」という。）に取りまとめた。

これらの課題等について、有識者の意見を参考に主務省において具体的解決策の方針を定めるために必要な調査等を行うことを目的として、平成 24 年度電子署名法の施行状況に係る調査研究会（以下「調査研究会」という。）を開催した。

２．　平成 19 年度検討会の課題等

平成 19 年度検討会は、電子署名の普及促進に必要な課題等について、「技術的論点」、「制度的論点」及び「ビジネス的論点」の三点に整理し、必要な措置を講ずることについて報告書に取りまとめた。

平成 19 年度検討会において指摘された主な課題

- 電子署名に用いる暗号技術の安全性向上に係る方策について（技術的論点）
- 特定認証業務における利用者の真偽の確認について（制度的論点）
- 特定認証業務の認定制度の運用について（ビジネス的論点）

調査研究会においては、有識者の意見及び電子署名法研究会（経済産業省の委託事業に設置した有識者等で構成する研究会）等における検討結果等を参考に、平成 19 年度検討会で指摘された課題等のうち、以下の具体的課題について、解決方針を審議・確認した（図 1）。

①　本人確認方法の見直しについて
　　（検討会報告書「制度的論点」関連項目）
②　暗号移行の状況について
　　（検討会報告書「技術的論点」関連項目）

③　特定認証業務の認定に係る負担軽減について

（検討会報告書「ビジネス的論点」関連項目）

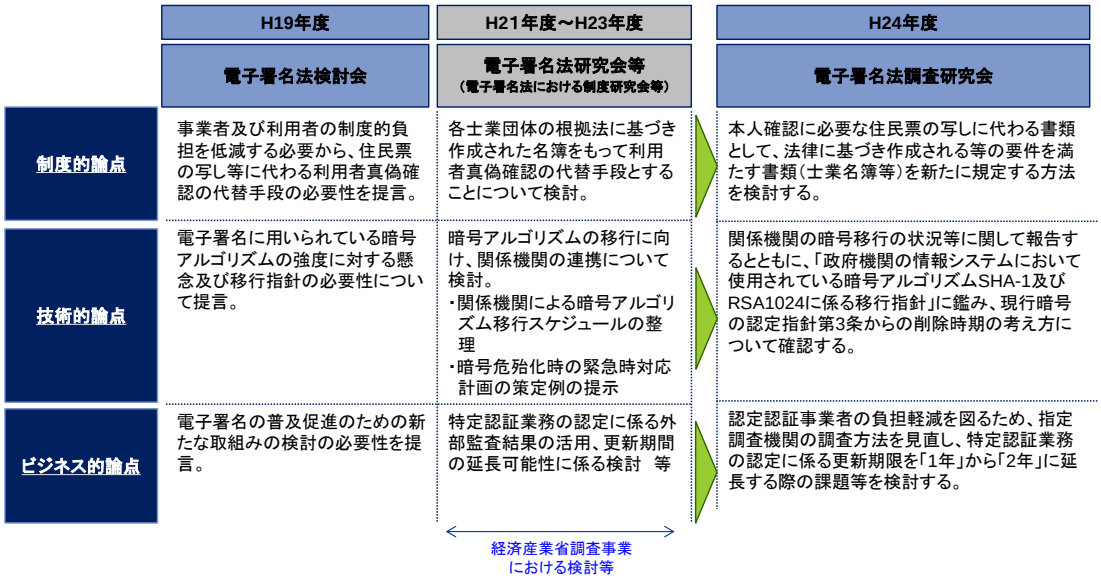

図 1　これまでの検討会等の検討経緯

（参考）電子署名法研究会（平成 21～23 年度）

経済産業省の委託事業に設置した有識者等で構成する研究会。事業者からの提案等と併せ、検討会報告書で指摘された論点について、検討会報告書の方向性を踏まえた実施方法等を議論し、報告書に取りまとめた。

３． 開催概要

（１） 調査研究会の構成員等

調査研究会の構成員等を以下に示す。

（座長）
手塚悟　東京工科大学コンピュータサイエンス学部　教授

（顧問）
辻井重男 中央大学研究開発機構　教授

（構成員）
佐藤直之 日本ベリサイン株式会社　主席研究員
高橋章　日本電子認証株式会社システム開発部　部長
田邊雅範 日本税理士会連合会情報システム委員会　特命委員
西山晃　セコムトラストシステムズ株式会社　担当部長
早貸淳子 情報セキュリティ大学院大学セキュアシステム研究所　客員研究員
平田健治 大阪大学法学研究科　教授
宮内宏　宮内宏法律事務所　弁護士
山田信祐 日本情報システム・ユーザー協会　事務局長

（オブザーバー）
内閣官房情報セキュリティセンター
内閣官房ＩＴ担当室
一般財団法人日本情報経済社会推進協会

（電子署名法主務三省）
総務省情報流通行政局情報セキュリティ対策室
法務省民事局商事課
経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室

（事務局（庶務担当））
デロイトトーマツコンサルティング株式会社

（２） 調査研究会の活動

以下２回の研究会を開催した。

	開催日	議題
第1回	平成 25 年 1 月 17 日	・ 審議事項①「本人確認方法の見直し」について ・ 審議事項②「特定認証業務の認定に係る負担軽減」について
第2回	平成 25 年 2 月 28 日	・ 審議事項①「本人確認方法の見直し」について ・ 審議事項②「特定認証業務の認定に係る負担軽減」について ・ 確認事項「関係機関の暗号移行の状況」について ・ 平成 24 年度電子署名法研究会報告書（案）について

第２章. 本人確認方法の見直し

１． 検討方法

主務大臣の認定を受けることのできる特定認証業務における利用者の真偽の確認の方法について検討した。

特定認証業務において電子証明書の発行の際に行う利用申込者の真偽の確認については、電子署名法施行規則第５条に定める方法で行う必要があり、同条第１項の方法による場合には、住民票の写し又は戸籍の謄本もしくは抄本の提出を求める必要があるところ、検討会報告書においては、士業関係法に基づき整備された名簿の利用をもって、住民票の写し等の提出に代えることが検討され、施行規則の改正の検討を行うことについても指摘された。また、利用申込受付方法の多様化は、電子証明書の普及促進の一つの方法として検討すべきものと総括されている。

そこで、電子証明書の発行の際に行う利用申込者の真偽の確認の方法について、現在利用者に対して提出を求めるものとして定められている書類と同程度の信頼性を有していると認められる書類を追加することにより、利用申込時の提出書類を多様化し、もって特認定認証業務に係る電子証明書の普及促進を図ることを目的とした施行規則の改正について検討した。

- 利用申込者の真偽確認方法として新たに追加する書類の要件として、検討会報告書で示された次の要件（以下「四要件」という。）について検討

  ① 利用者の氏名、住所及び生年月日等の情報を確認できる書類であること
  ② 当該書類の作成根拠が法令に規定されていること
  ③ 当該書類の氏名等の情報が住民票の写し等の公的証明書類に基づくこと
  ④ 当該書類に記録された情報の登録・変更・更新等が一定の場合に行われることが法令等により規定されていること

- 新たに追加される書類として検討したものは、以下のとおり（以下「士業名簿」という。）

  ○ 社会保険労務士名簿（社会保険労務士法第 14 条の２及び第 14 条の３）
  ○ 司法書士名簿（司法書士法第８条）
  ○ 土地家屋調査士名簿（土地家屋調査士法第８条）
  ○ 税理士名簿（税理士法第 19 条）
  ○ 行政書士名簿（行政書士法第６条）

２． 検討内容

（１） 関連法令及び会則の確認

以下の法令及び会則について確認し、士業名簿の登録情報の信頼性及び四要件に照らした規定状況を調査した。（表 1）

- 社会保険労務士法
- 社会保険労務士法施行規則
- 全国社会保険労務士会連合会会則

- 司法書士法
- 司法書士法施行規則
- 日本司法書士会連合会会則

- 土地家屋調査士法
- 土地家屋調査士法施行規則
- 日本土地家屋調査士会連合会会則

- 税理士法
- 税理士法施行規則
- 日本税理士会連合会会則

- 行政書士法
- 行政書士法施行規則
- 日本行政書士会連合会会則

- 住民基本台帳法

調査の結果、名簿に掲載されている情報の変更の登録の申請について、住民票の写し等の公的証明書類の提出を求める規定がない士業名簿があることが判明し、また、遅滞ない変更登録の申請に係る罰則が規定されていない士業名簿においては、住所（自宅住所）が変更された場合に、士業名簿の更新が遅れる可能性が懸念された。

一方で、住所（自宅住所）が速やかに更新されないという懸念に対しては、事務所所在地の情報については、業務場所の限定に係る法令や名簿の管理状況によっては速やかな更新が行われ得ると考えられること等から、信頼性が高い情報として、本人確認に必要な情報の一つとすることができる可能性があるとして、次節のとおり各士業団体における管理状況を確認することとした。

表 1　各士業名簿の関連法令及び会則

		社労士会	日司連	日調連	日税連	日行連	【参考】 住民基本台帳
関連法令及び会則 同等レベルの4要件等		社会保険労務士法 全国社会保険労務士会連合会会則	司法書士法 日本司法書士会連合会会則	土地家屋調査士法 日本土地家屋調査士会連合会会則	税理士法 日本税理士会連合会会則	行政書士法 日本行政書士会連合会会則	住民基本台帳法
①利用者の氏名、住所及び生年月日等の情報を確認できる書類であること	住所（自宅住所）	○法第14条の2第1項	○法施行規則第15条第2項	○法施行規則第14条第2項	○法施行規則第8条第1項	○法第6条第1項	○法第17条
	事務所の所在地（勤務事業所）	○法第14条の2第2項及び第3項	○法第8条第1項	○法第8条第1項	○法第18条	○法第6条第1項	－
②当該書類の作成根拠が法令に規定されていること		○法第14条の3	○法第8条	○法第8条	○法第19条	○法第6条	○法第17条
③当該書類の氏名等の情報が住民票の写し等の公的証明書類に基づくこと	新規登録	○会則第33条	○法施行規則第16条 会則第38条	○法施行規則第15条 会則第33条	○法施行規則第11条 会則第35条	○会則第40条	－
	変更登録	○会則第34条 住民票の写し	○会則第43条 住民票の写し（所属単位会の変更時）	○会則第38条 住民票の写し（所属単位会の変更時）	×規定なし	△会則第44条 変更を証する書類	－
④当該書類に記録された情報の登録・変更・更新等が一定の場合に行われることが法令等により規定されていること	遅滞ない変更登録の申請義務	○法第14条の4	○法第14条	○法第14条	○法第20条	○法第6条の4	○法第22条
	上欄に違反した場合の登録者の罰則	○法第25条の3 包括規定	○法第47条 包括規定	○法第42条 包括規定	○法第46条 包括規定	×規定なし	○法第53条第2項
その他（参考事項）	業務を行う事務所の設置 （二以上設置不可，事務所の表示等）	○法第18条（事務所増設許可申請可：規則第14条）	○法第20条 法施行規則第19条、第20条	○法20条 法施行規則第18条、第19条	○法第40条	○法第8条	－
	変更登録時の主務官庁への通知	○法施行規則第12条の9	○法施行規則第18条	○法施行規則第17条	○法施行規則第14条の2	○法17条 （毎年定期報告） 法施行規則17条の2	－

（２） 士業名簿の管理状況の確認

士業名簿を管理する５つの士業団体に対して、アンケート等により各名簿の管理状況について確認した。具体的には、住所及び事務所所在地の登録および更新の際における確認事項及び確認方法、会員番号の取扱い、名簿の変更登録がされていない場合に生じる問題並びに対応等について調査した。（表 2）

表 2　士業団体における士業名簿の管理状況

名簿の管理状況の調査項目			実態調査の内容	調査内容への適応状況				
				社労士会	日司連	日調連	日税連	日行連
1	自宅住所の登録について	初回登録時の確認内容	公的書類を確認する	○	○	○	○	○
		変更登録時の確認内容	公的書類を確認する	○	○ 単位会変更時	○ 単位会変更時	△	○
2	事務所所在地の登録について	初回登録時の確認内容	書類（登記事項証明書、賃貸借契約書等）を確認する	△ （社会保険労務士法人のみ）	×	×	○	○
			実地確認を行う	×	×	△ 一部支部のみ	○	○
		変更登録時の確認内容	書類（登記事項証明書、賃貸借契約書等）を確認する	×	×	×	×	○
			実地確認を行う	×	×	△ 一部支部のみ	×	○
3	登録内容の確認について	初回、変更時以外の確認	名簿の内容を定期的に確認する	×	×	×	○	×
			問題発覚時に内容確認を行う ※5項で例示	○	○	○	○	○
4	会員番号について	会員番号の取扱い	連合会全体で一意の番号となっている	○	×	×	○	○
			退会会員の番号を別の会員に付さない	○	○	○	○	○
5	変更登録がされない場合の問題	各士業者の業務実施上の問題	公的機関等での資格者（身分）確認ができず，依頼を受けた業務ができない	×	×	○	○	○
		連合会や単位会からの連絡等の不達	会報誌等が返送されたり、会費の徴収ができないこととなる	○	○	○	○	○
6	変更登録がされていないことが判明した際の対応	変更登録等の実施	会員に対して変更登録を指導する	○	○	○	○	○
			一定期間，所在不明の者又は業務を実施しない者等の登録抹消可	○ 法第14条の9第1項	○ 法第16条第1項	○ 法第16条第1項	○ 法第25条第3号	○ 法第7条第2項

３． 各士業名簿の本人確認書類としての妥当性について

（１） 士業名簿の登録情報の真正性

検討対象の士業名簿について、関連法令及び会則並びに士業名簿の管理状況を確認した結果は以下のとおり。

ア　会員番号は連合会又は単位会ごとに一意
　　退会した会員の会員番号を新たに登録した会員の会員番号とすることはない。

イ　士業名簿の変更登録がされていなかったことが判明した場合の対応

連合会又は単位会から、会員に変更登録を行うよう指導する。

会員が一定期間不明になっている場合には、登録を抹消する。

ウ　士業名簿の変更登録がされていない場合に生ずる業務実施上の問題

(ア) 自宅住所が更新されていないことにより生じる可能性がある問題

公的機関からの身分照会に際し、対象者を識別できない。

(イ) 事務所住所が更新されていないことにより生じる可能性がある問題

i.　郵便物の返戻（会員への指導及び連絡の不備）

ii.　行政機関の窓口で本人（資格者）確認を行えず、証明書等の職務上請求が不可となる（身分証の提示義務違反等）

以上により、アにより会員番号によって本人を一意に特定することが可能であること、また、電子証明書の発行手続に際して必要となる自宅住所又は事務所所在地の情報について、イを契機として、あるいはウの業務上の支障を避けるため、名簿に真正な情報が登録されることとなるといえることが確認された。

また、士業名簿の四要件への適合性について、２点の課題が指摘されたが、以下のとおり登録内容の真正性が疑われるものではないといえることが確認された。

○　事務所所在地に関する公的証明書類が存在しないことについて（１の③の要件の 考え方について）

事務所所在地の情報については、前述のとおり、業務上の支障を避けるため､真正な情報が登録されるといえるが､さらに､名簿（又は所管庁）に登録された事務所所在地以外での業務を禁止する規定があり、連合会のホームページ等で公開される情報であること、主務官庁に名簿の情報が通知されること等からも、真正でない事務所所在地が登録されるとはいえない。

すなわち、公的証明書類に基づく登録でないからといって、必ずしも真正性が疑われるものではないと考えられる。

○　変更登録を行うことについての担保について（１の④の要件の考え方について）

連合会から又は単位会において名簿の登録内容に変更が生じていることを把握することができ、また、業務実施上の支障が生ずることのないよう、変更登録が行われるため、罰則規定がなくとも、変更登録を行うことの担保がされているといえる。

（２） 各士業名簿の本人確認書類としての妥当性

１の５つの士業名簿については、前節のとおり指摘された課題をクリアしており、登録内容の真正性が確保されているといえることから、電子証明書の利用申込者の真偽確認の際に提出を求める書類に新たに追加する書類として取り扱うことが可能であると考えられる。

今後、他の名簿について四要件の適合性を検討する場合には、１の③の要件については、真正な登録がされるといえる事項については、公的証明書類に基づく情報と同様に扱うことで差し支えない。そのため、規則等において四要件を定める場合には、③の要件の「公的証明書類に基づくこと」について、公的証明書類に基づかない場合でも真正性が確保されているといえる場合があることを踏まえた規定とする必要がある。

また、④の要件については、変更登録を行うことが規定上又は事実上担保がされていることを確認することで、当該名簿の本人確認書類としての妥当性を検討すべきである。

以上から、四要件については、

① 利用者の氏名、住所及び生年月日等の情報を確認することができる書類であること
② 当該書類の作成根拠が法令に規定されていること
③ 当該書類の氏名等の情報が住民票の写し等の公的証明書類に基づくなど真正性が確保されていること
④ 当該書類に記録された情報の登録・変更・更新等が一定の場合に行われることが法令等により規定されていること

とすることが考えられる。

第３章. 特定認証業務の認定に係る負担軽減

１． 検討方法

平成 19 年度検討会においては、特定認証業務の電子証明書の普及促進のため、特定認証業務の認定及びその更新・変更に係る指定調査機関の調査について、認定認証事業者への負担を軽減すべきことが指摘されている。

更新期間の見直しについては、今日においては、電子署名法施行規則又は認定指針における認定基準を頻繁に変更する必要がなく（表 3 及び表 4 参照）、認定の取消し等の事例がない等、法が円滑に施行されていると考えられること、諸外国の電子署名法においても、更新期間を延長する改正が行われた事例がある（表 5 参照）ことから、当該事例を参考に更新期間の延長を検討することとした。

検討方法としては、更新期間の延長を行った外国の事例について、当該国の認証業務認定に係る制度、延長の経緯、延長したことによる影響の有無等を文献・関係者へのインタビュー等により調査し、検討を行った。

また、仮に更新期間を延長した場合の更新に係る指定調査機関の調査の方法についても、併せて検討を行った。

表 3　電子署名法施行規則の改正状況

年月	改正内容
平成 13 年 4 月 1 日	当初施行
平成 15 年 4 月 1 日	本人限定受取郵便にかかる記載修正
平成 15 年 6 月 1 日	別表への小型船舶操縦免許証追加
平成 15 年 6 月 2 日	利用者署名符号を利用者が作成する場合の基準を追加
平成 15 年 8 月 28 日	1） 利用者の真偽確認書類に住民基本台帳カードを追加 2） 本人限定受取郵便にかかる記載修正
平成 16 年 4 月 9 日	1） 公的個人証明書に基づく真偽の確認方法を追加 2） 地方独立行政法人法施行に伴うハネ改正

平成 17 年 3 月 7 日	不動産登記法関係整備法施行に伴うハネ改正(用語整理)
平成 18 年 4 月 1 日	登録免許税法施行に伴うハネ改正（様式修正）
平成 20 年 12 月 1 日	一般財団法人及び一般財団法人法等施行に伴うハネ改正
平成 24 年 7 月 9 日	外国人登録法廃止に伴う同法に基づく証明書の削除

表 4　認定指針の改正状況

年月	改正内容
平成 13 年 4 月 1 日	当初施行
平成 14 年 11 月 21 日	暗号技術に係る改正 1) RSA-PSS 方式の追加 2) ESIGN 方式の削除 3) MD5 の削除
平成 15 年 6 月 2 日	認証用業務用設備の作動を防止するための措置等に係る改正
平成 21 年 4 月 21 日	暗号技術に係る改正 1) 電子署名の基準への SHA-256 等の追加 2) フィンガープリントの SHA-256 等の追加

表 5　諸外国の認証業務認定に係る更新・検査期間

	2000 年当時		2012 年時点	
	スキーム	間隔	スキーム	間隔
ユタ州	更新	1 年	更新	1 年
ワシントン州	更新	1 年	更新	1 年
ノースカロライナ州	更新	1 年	更新	1 年
カリフォルニア州	定期検査	2 年	定期検査	1 年
ドイツ	定期検査	2 年	定期検査	3 年
シンガポール	更新	1 年	更新	2 年
			定期検査	2 年
マレーシア	更新	1 年	更新	1 年
イギリス			更新	3 年
			定期検査	1 年
韓国			更新	3 年
			定期検査	1 年
オーストリア			更新	2 年
カナダ			更新	1 年

2．検討内容

2．1．更新期間の延長に係る外国の事例

（1） ドイツの電子署名認定制度

ドイツでは認定更新に係る定期検査の間隔を 2 年から 3 年に延長しており、ドイツにおける認証業務認定に係る制度、延長の経緯、延長したことによる影響の有無等について調査・検討した。

また、ドイツにおける認証業務の認定制度について概観するため、日本における同制度と比較した（表 6）。

表 6　日独認証業務認定制度の比較

		日本	ドイツ
制定年		2001 年	1997 年
改正	改正年	（これまで改正なし）	2001 年
	改正理由		EU 電子署名指令（1999 年）にあわせた国内法の見直し
	改正点		認定期間を 2 年から 3 年に延長
認定制度*1	制度の運用方法	・特定認証業務を主務三省（総務省、法務省、経済産業省）が認定 ・認定基準への準拠を指定調査機関が調査 【指定調査機関】 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）	・電子署名の種類として適格・先進があり、このうち適格が法的効力を有する ・適格電子署名に係る認証業務を行う認証局(CSP*2)は認定を受けることができる ・認定は BNA*3 が行い、認定基準への準拠を BNA 指定の調査機関(TCB*4)が調査 【指定調査機関】 TÜViT 社他、計 5 機関*5
	認定期間	1 年	3 年
	調査頻度	1 年に 1 度	3 年に 1 度
	認定認証事業者数	13（2013 年 1 月 27 日時点）	9（2010 年 7 月 23 日時点）
証明書発行枚数		累計 85 万枚（2011 年度末まで）	累計 50 万枚（2011 年末まで。認定を受けない適格電子署名に係る証明書を含む）

*1 ドイツについては認定を受けた認証局のみについて記載している

*2 認証事業者（Certification Service Providers の略称）

*3 ドイツ連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur の略称）

*4 指定調査機関（Testing and Confirmation Bodies の略称）

*5 TCB は 5 機関存在するが、そのうち CSP の認定に係る調査を行っているのは TÜViT 社のみであり、その他機関は製品の認証に係る調査を行っている

（２） ドイツにおける更新期間延長の経緯等

ドイツでは 1997 年に電子署名法を制定しているが、当時は電子署名法に基づく認証業務を行う CSP は、認定を取得することを必須としていた。

しかし 1999 年に EU 電子署名指令が制定され、同指令では特段の認定なく認証業務を運営することができることが規定されていた。なお、同指令では認定に関する規定が無いため、認定の更新期間に関する規定も存在しない。

ドイツでは EU 電子署名指令を受けて、2001 年に電子署名法を改正し、認定取得を任意とした。また、あわせて認定に係る更新期間（調査の頻度）を 2 年から 3 年に延長した。この延長の理由については、公式には「旧法時からの経験に基づくもの」といった抽象的な理由しか示されていないが、ドイツの CSP が EU 域内の周辺国と比較して過剰な規制を受けないように配慮した結果、周辺国の更新期間を踏まえて延長したものと推察される。

ドイツでは、更新期間の延長後も特に事故等の発生は無く、安定的な運用が行われている。

なお、既述のとおりドイツでは認定は任意であるため、認定を受けずに適格署名に係る証明書を発行する CSP も存在する。これらの CSP は主務庁である BNA への届出を要するが、TCB による調査を受ける必要はない。また、先進署名に係る証明書を発行する CSP については届出・調査のいずれも必要としない。

（３） ドイツの認定制度における調査の種類及び内容

CSP の認定に係る調査には、3 年に 1 度行われる定期調査と、変更の都度行われる変更調査の 2 種類がある。

定期調査は CSP が所定の認定基準に準拠しているか TCB が調査するものである。CSP は認定基準に準拠した方針や手続を「セキュリティコンセプト」として文書化することが求められており、TCB はこのセキュリティコンセプトが認定基準に準拠しているか確かめた上で、その実施状況を調査する。調査内容には下記の内容が含まれる。

- ○ 組織及び業務手順
- ○ ハードウェア及びソフトウェアコンポーネント
- ○ ネットワークインフラ
- ○ 物理的セキュリティ

変更調査は 3 年に 1 度の定期調査の間に、CSP においてセキュリティコンセプトの内容に影響する変更が発生した場合、その都度、当該変更点について調査を行うものである。実態としては多くの CSP はセキュリティコンセプトの変更を毎年行っているため、何らかの変更調査を受けており、1 年間に複数回の変更調査を受ける CSP もある。

（４） EU 電子署名規則制定の動き

ドイツにおける電子署名法に基づく認定制度に関連し、EU では現行の EU 電子署名指令に代わり、域内各国の電子署名法を上書きする EU 電子署名規則を制定する動きがある。

EUではこれまで電子署名については「指令」(Directive)として、EUとしての協調を図りつつ、各国法で署名法制を整備する体制をとってきた。しかし、現状では各国の署名法制の相違により、EU域内で国境を越えた電子署名利用に支障を来たす恐れがあるとの認識から、「規則」(Regulation)によって直接に電子署名についての法制を整備する方式が検討されている。EU電子署名規則（案）では適格電子署名に係る証明書を発行するCSPについて、年次での監査が必要なことが規定されている [1]。仮にこの案のとおりにEU電子署名規則が制定された場合は、ドイツのCSPについても毎年監査（調査）を受けることが必要になると思われる。

（５） 今後の情報収集の進め方

ドイツでは 2001 年に認定の更新期間を 2 年から 3 年に延長したが、その後 10 年以上にわたり、事故等の問題は発生していない。我が国においても電子署名法の制定後 10 年以上に渡り、法が円滑に施行されていると考えられることから、認定の更新期間を延長することも可能と思われる。

ただし、EU において電子署名規則（案）が検討されており、これが制定された場合にはドイツを含む EU 全域において適格電子署名に係る証明書を発行する CSP について、年次での監査が必要となる。このため、ドイツを参照事例として認定の更新期間を延長することは適切でない恐れがあり、ドイツ・EU 以外の諸外国の動向についても継続して調査・検討を行うことが必要である。

２．２．更新期間延長の実現可能性の検証

（１） 更新期間延長時の調査方法の可能性検討

既述の、諸外国の認証業務の認定制度について、ドイツ・EU 以外の諸外国の動向を継続して調査・検討する必要があるため、現段階において、諸外国の例を参考にして日本における認証業務の認定の更新期間を延長することの方向性を検討することはできないが、仮に更新期間を延長し、認定の更新を隔年化するとした場合の指定調査機関による調査

[1] EU 電子署名規則（案）の英訳はウェブページで公表されており、”Article 16 Supervision of qualified trust service providers”に”Qualified trust service providers shall be audited by a recognised independent body once a year”と年次の監査について記載されている。

の方法について、調査の平準化を図る観点から、以下のとおり複数の方法の実現可能性を検証することとした。（順不同、図 2）

- （案１）政令で更新期間を２年とする
  - 更新期間を政令で２年とし、隔年で調査を行う。各認定認証事業者の更新申請は隔年となる。
- （案２）政令の更新期間を１年のまま据え置き、調査内容を２つに分けて、交互に実施する
  - 更新期間は１年のまま据え置くが、調査内容を２分割し、毎年交互に調査を行う。
- （案３）政令で更新期間を２年とし、２年間に渡り調査を実施する
  - 更新期間を政令で２年とするが、（一部の）認定認証事業者に更新申請を早期に行う。
- （案４）政令で更新期間を２年とし、施行年度において一部事業者の認定期間を最大１年短縮する
  - 更新期間を政令で２年とした上で、一部の認定認証事業者が初年度に認定期間を返上し、２つのグループに展開する。
- （案５）政令の更新期間を１年のまま据え置く
  - 調査方法の見直し等の別の負担軽減措置を検討し得る。

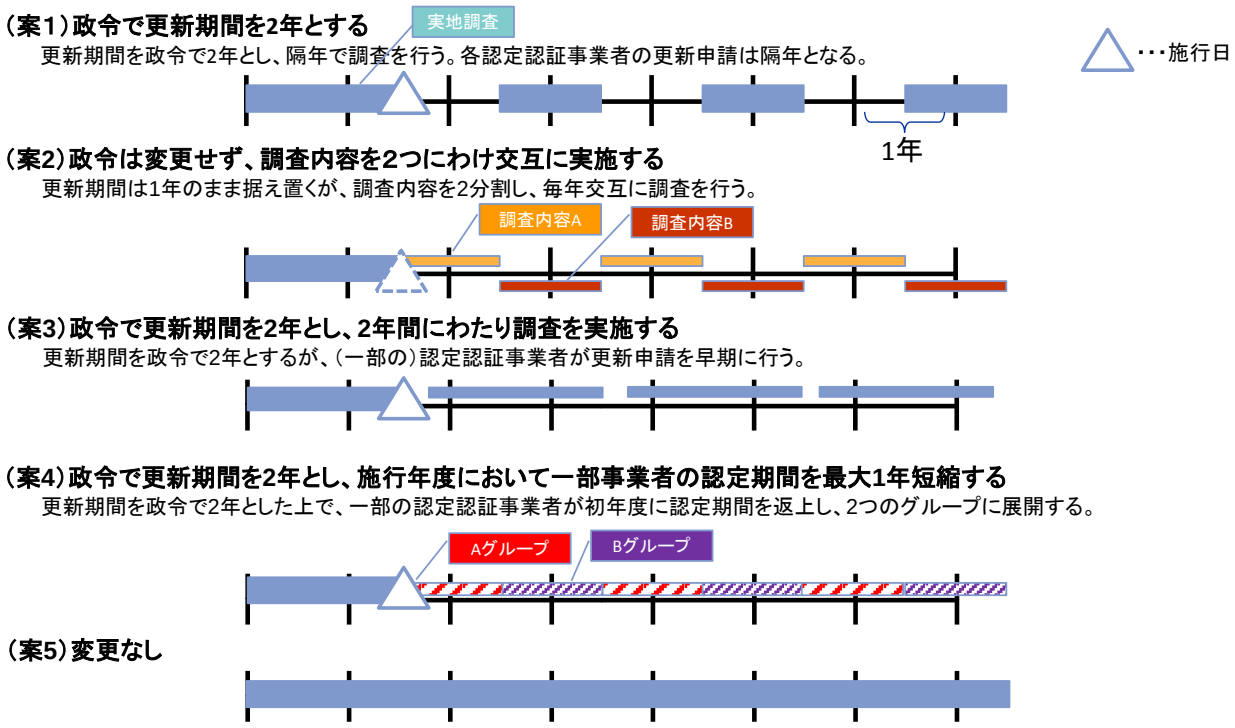

図 2　更新期間延長時の調査方法の可能性検討

（２） 指定調査機関の運営への影響の有無及び認定認証事業者の負担軽減効果

更新期間を延長する実現可能な案があるか検証し、今後の検討可能性を見定める観点から、各調査方法案の調査機関の負担、認定認証事業者への負担について考察した。（表7）

ただし、各調査方法案について、政令第１条以外の改正が必要となるかについては、十分に検証していない。

表 7　指定調査機関の運営への影響の有無及び認定認証事業者の負担軽減効果

調査方法案			調査機関の運営への影響		事業者の負担軽減効果	
案１	２年	これまでの調査を単純に隔年変更する。	×	現状と同程度の体制を維持する必要がある一方、１年間更新調査業務がない期間が存在する。	○	１年間に１回だった調査が２年間に１回となる。
案２	１年	調査項目を２つのカテゴリーに分け、それぞれを交互に実地調査する。	△	調査方法によっては、最大で調査業務が半減するが、平準化しやすい。	△	更新調査は１年ごとであるが、各年の調査負担は最大で半減する。
案３	２年	更新直後に更新申請を受け、最大２年間にわたる調査を実施する。	△	調査業務は半減する。ただし、調査期間が最大２年間となるため、調査スケジュールを案４より計画的に立てることができる。	○ *1	１年間に１回だった調査が２年間に１回となる。ただし、調査期間が延長される。
案４	２年	施行年度において、一部事業者の認定期間（２年間）中に更新を認定する。	△	調査業務は半減する。	○ *1	１年間に１回だった調査が２年間に１回となる。ただし、一部事業者については施行年度において１年程度となる。
案５	１年	更新期間を１年のまま据え置く。	○	現状のままの調査業務が継続する。	△ *2	現状のままの更新負担が継続する。

○・・・影響がない（効果がある）もの　×・・・影響がある（効果がない）もの

*1 認定認証事業者の協力を必要とする

*2 別対策の検討が考え得る

（３） 更新期間延長の実現可能性の検証

案１については、隔年で更新調査が集中することになるため、指定調査機関の調査の負担の平準化が図られず、採用できない。

案２については、調査すべき項目のうち半分のみの調査を行い，その結果をもって認定を更新することとなり、更新認定時に調査を行うことを定めた法の趣旨に反する。

案３については、事業者の協力のもと、更新申請の認定期間内のごく早期の提出が必要となり、認定期間と更新申請の時期の関係が不自然とみられる可能性がある。

案４については、一部事業者が認定期間を短縮することで、更新調査が隔年で集中することを避け、調査機関の負担を平準化するものである。この案は、政令の施行年度において、一部事業者の認定期間を短縮することとなるが、認定期間を短縮する事業者の選定に係る合理的な基準は無い。また、認定期間の取扱いが不自然である。

案５については、制度の変更を行わず、現状維持であるため、事業者の負担軽減を果たすことができない。そのため、調査方法を見直すこと等による負担軽減措置が別途必要になると考えられる。

２．３．今後の検討の進め方について

認定認証事業者の負担を軽減する方法の一つとしての更新期間の延長については、指定調査機関及び認定認証事業者のいずれかに負担を集中させる方法ではなく、調査方法の見直しや調査に関する適正な実費負担の在り方等に係る総合的な視点から実施可能な案を検討する必要がある。

諸外国の電子署名法改正に係る情報収集に引き続き努めつつ、法令改正が必要となる範囲や改正案の妥当性、指定調査機関及び認定認証事業者への影響を再評価した上で、負担軽減の効果を再検証し、電子署名の普及促進に資する他の施策の可能性に視野を拡大し、実施可能な案を立案するため認定認証事業者、指定調査機関からの意見を聴取しつつ主務省において引き続き検討することが期待される。

第４章. 関係機関の暗号移行の状況

１． 確認方法

検討会報告書の「技術的論点」に関しては、「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズム SHA-1 及び RSA1024 に係る移行指針」（平成 24 年 10 月 26 日改訂、情報セキュリティ政策会議）に鑑み、認定指針第３条について、現行暗号の削除時期の考え方について確認した。

２． 確認内容

（１） 暗号アルゴリズムに係る移行指針の改定について

平成 24 年 10 月 26 日の CISO 等連絡会議において「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズム SHA-1 及び RSA1024 に係る移行指針」（平成 20 年４月２日情報セキュリティ政策会議決定）が改定。新暗号への切替時期等について、各認証基盤との調整結果を踏まえ改定された。

主な改定点は、以下のとおり。

① 新たな暗号方式による電子証明書の発行開始可能時期について

「2014 年度早期」（平成 21 年２月３日情報セキュリティ政策会議決定）

▼

「2014 年９月下旬以降、早期に」

② 従来の暗号方式による電子証明書の検証（有効性の確認）終了可能時期

「2015 年度早期」 （平成 21 年２月３日情報セキュリティ政策会議決定）

▼

「2015 年度末までに」従来の暗号方式によって発行された証明書の検証を終了。ただし、発行済み電子証明書の有効期間が残存し、やむを得ない場合は、「2019 年度末まで」検証可能

（２） 関係機関の暗号アルゴリズム移行スケジュール

暗号アルゴリズム移行スケジュールについて、関係機関への照会結果は以下のとおり。（図 3）

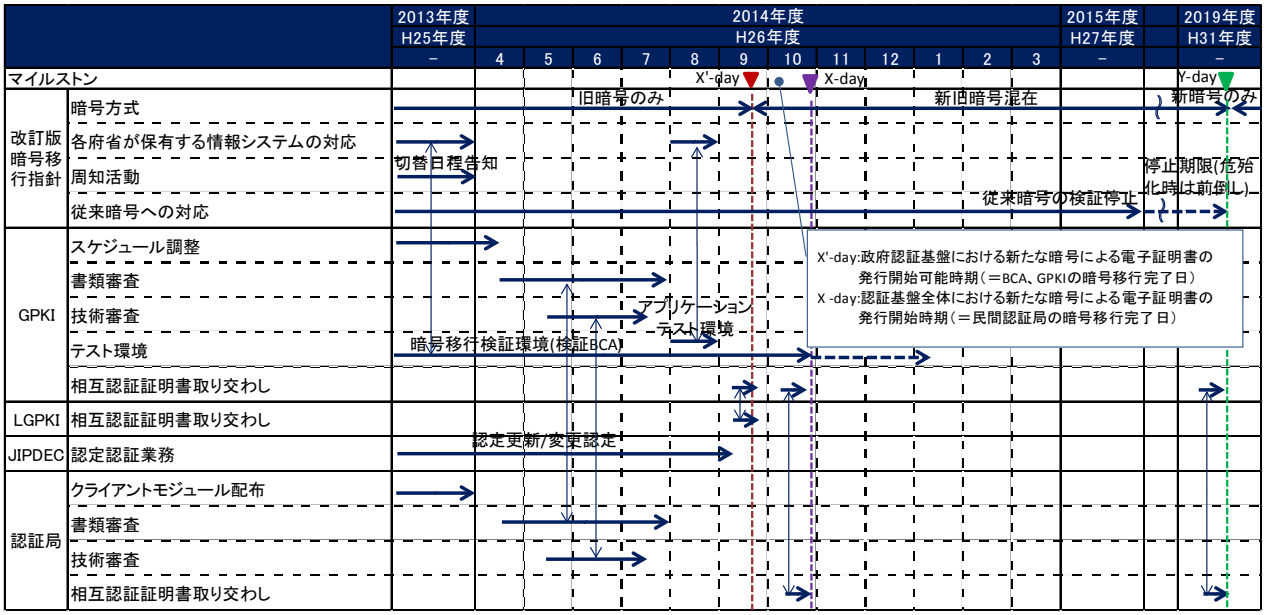

図 3　関係機関の暗号移行状況（照会結果）

（３） 認定指針における旧暗号の取扱いについて

全ての認定認証事業者が新暗号に移行する時期を確認した上で、旧暗号の検証に係る適切な移行措置を定め、旧暗号を認定基準から削除する考え方について、確認された。

第５章. まとめ

検討会報告書の「制度的論点」に関しては、第２章「本人確認方法の見直し」のとおり、５つの士業名簿について施行規則第５条の住民票の写し等に代わる本人確認書類としての妥当性を確認した。

検討会報告書の「ビジネス的論点」に関しては、第３章「特定認証業務の認定に係る負担軽減」のとおり、更新期間の延長を中心に、外国の事例の確認等を行い、法施行状況に基づき、五つの案の可能性について検討した。

また、検討会報告書の「技術的論点」については、第４章「関係機関の暗号移行の状況」のとおり、今後の旧暗号の認定指針からの削除時期の考え方について確認した。

今後、施行規則第５条の改正が実施され、住民票の写し等に代わり、５つの士業名簿に基づき利用者の真偽確認が行われることが期待される。また、特定認証業務の認定に係る負担軽減については、引き続き、諸外国の電子署名法改正に係る情報収集に努めつつ、法令改正が必要となる範囲や改正案の妥当性、指定調査機関及び認定認証事業者への影響を再評価した上で、負担軽減の効果を再検証し、電子署名の普及促進に資する他の施策の可能性に視野を拡大し、実施可能な案を立案するため認定認証事業者、指定調査機関からの意見を聴取しつつ主務省において引き続き検討することが期待される。